

別記第3号様式（第5条関係）

<b>豊島区 納付書兼納入済通知書</b>		615
年度 後期高齢者医療保険料		
加入者 豊島区会計管理者	口座番号 00100-2-963615	保険料額 円
賦課年度	相当年度	通知書番号
被保険者 番号	納期限	取扱 期限

主課名 豊島区 高齢者医療年金課	延滞金	納付合計額
納付義務者		円
CVS収納用		領 収 日 付 印
収納用		

取納代行会社：株式会社NTTデータ  
（ご注意）金額が訂正された場合、バーコードの印字がない場合及びバーコードが読み取れない場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。  
豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所  
〒330-9194 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所 豊島区役所

原符	口座番号 00100-2-963615	加入者名 豊島区会計管理者
年度	後期高齢者医療保険料	納付区分：520
納付義務者	615	
賦課年度	相当年度	
通知書番号		
期 別	被保険者番号	
納 期 限		
保険料額		
延 滞 金		
納付合計額		円

主管課名	領 収 日 付 印
豊島区 高齢者医療年金課	
電話番号	

取納代行会社：(株)NTTデータ  
(金融機関保管・コンビニ店 確保)

年度 後期高齢者医療保険料

口座番号 00100-2-963615	加入者名 豊島区会計管理者
------------------------	------------------

豊島区後期高齢者医療保険料  
督促状兼領収証書

下記の金額が未納となっています。  
納期限内に納付してください。

納付義務者	
賦課年度	
相当年度	
科 目	後期高齢者医療保険料
通知書番号	
被保険者番号	
期 別	
納 期 限	
保険料額	
延 滞 金	
納付合計額	円

豊島区 区民部 高齢者医療年金課  
〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号  
電話番号： 受付時間 平日8:30～17:00

- コンビニエンスストアで納付する方へ  
ご利用は、納付書封面ごとの納付額30万円まで可能です。納付額の訂正はできません。
- この用紙は、直接機械により処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。
- 領収証書（納付者保管）及びレシートは大切に保管してください。
- 裏面もご覧ください。

本書の金額を  
領収いたしました。

領 収 日 付 印

取納代行会社：株式会社NTTデータ  
(納付者保管) 取入印紙不要

## 保険料は納め忘れのない口座振替で

《滞納処分》  
特別な事情もなく、保険料の滞納が続くと、保険料徴収のため財産を差し押さえられることがあります。  
1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都後期高齢者医療審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。  
2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

豊島区長

- 窓口での納付
- 銀行・信用金庫など（特別区指定金融機関・特別区公金収納取扱店）
- ゆうちょ銀行・郵便局（東京都、山梨県及び関東各県所在の店舗に限る。）
- 豊島区役所・東西区民事務所・豊島区役所内銀行派出所
- 下記コンビニエンスストア（※納付書額面30万円を超える納付書はご使用にできません。）
- ◆セブンイレブン◆デイリーヤマザキ◆ニューヤマザキデイリーストア◆ファミリーマート◆ポプラグループ◆ミニストップ◆ローソン◆MMK設置店
- ※ 領収証書（納付者保管）及びレシートは私達の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。
- ※ 収納票のコピー、バーコードの写真やスクリーンショットでの支払はできません。
- スマートフォンによる納付
- ・下記2次元コードよりご確認ください。
- ・コンビニエンスストア等の店頭では、原則として「スマホアプリ請求支払」を利用したお支払いはできません。

※納期限が経過している納付書はご使用にならない場合がございます。あらかじめご了承ください。